

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する 条例 【条 例】		人事課			
○ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条例 【解 説】		議会事務局総務課			
○ 公布した条例の解説		総務学事課			
				担当課（室）	

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第六十一号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 岡山県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

- 一 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号) 第八条第二項
- 二 一般職の任期付研究員採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号) 第六条第二項

第五条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

- 一 一般職の任期付職員採用等に関する条例第八条第二項
- 二 一般職の任期付研究員採用等に関する条例第六条第二項

(岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び岡山県会計年度任用職員給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「百分の百三十」を「百分の百二十七・五」に改める。

- 一 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第四十四号) 第九条第二項

- 二 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第四十五号) 第十条 七条第二項

令和2年11月30日 岡山県公報 号外

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六十二号

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

令和2年10月29日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、期末手当の支給割合を改定するものである。

◎ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

現下の社会情勢に鑑み、岡山県議会の議員の期末手当を減額する措置を講ずるものである。